

妙高市国土強靭化地域計画

(案)

令和3年3月 策定
(令和8年 月 改定)



目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	P1
2. 計画の位置付け	P1・2
3. 計画期間	P3

第2章 本市の地域特性と災害想定

1. 地域特性	P4
2. 想定される主な災害（リスク）	P5～7

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念	P8
2. 事前に備えるべき目標	P8
3. 基本方針	P8・9

第4章 脆弱性評価と推進方針

1. 脆弱性評価の考え方	P10
2. 想定するリスク	P10
3. リスクシナリオの設定	P10・11
4. 脆弱性評価結果と推進方針	P10・12～29

【リスクシナリオごとの課題・推進方針】

(1) あらゆる自然災害に対し、人命の保護を最大限図る	P12～16
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ	P17～21
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する	P22
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	P23
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	P24～27
(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	P28・29

第5章 計画の推進

1. 具体的な取組の推進と進捗管理	P30
2. 指標	P30

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国では、東日本大震災等の大規模自然災害の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、翌年6月に「国土強靭化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定した。その後、令和5年7月に国基本計画を変更するとともに、令和7年6月には「第1次国土強靭化実施中期計画（以下「国実施中期計画」という。）」を策定して、国土強靭化施策の一層の重点化と組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靭化を推進することとした。

新潟県においては、平成28年3月に国基本計画や県の最上位計画である新潟県総合計画と調和を図りながら「新潟県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、県土の全域にわたる強靭な地域づくりに向けた取組を進めている。

本市においては、これまで度重なる豪雪災害をはじめ、地すべりや土石流災害、豪雨災害等により尊い市民の命や財産が奪われてきた。また、上越市から本市へ至る高田平野の活断層（高田平野東縁断層帯・高田平野西縁断層帯）による直下型地震の発生が懸念されており、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえた災害に強いまちづくりの推進が喫緊の課題となっている。

さらに、本市においても全国より早いペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、地域防災の担い手となる消防団員や自主防災組織の人員確保が困難な状況にある。中山間地域では、災害時の孤立リスクが高く、道路・橋梁等の計画的な整備・維持管理や通信インフラの強靭化が求められている。

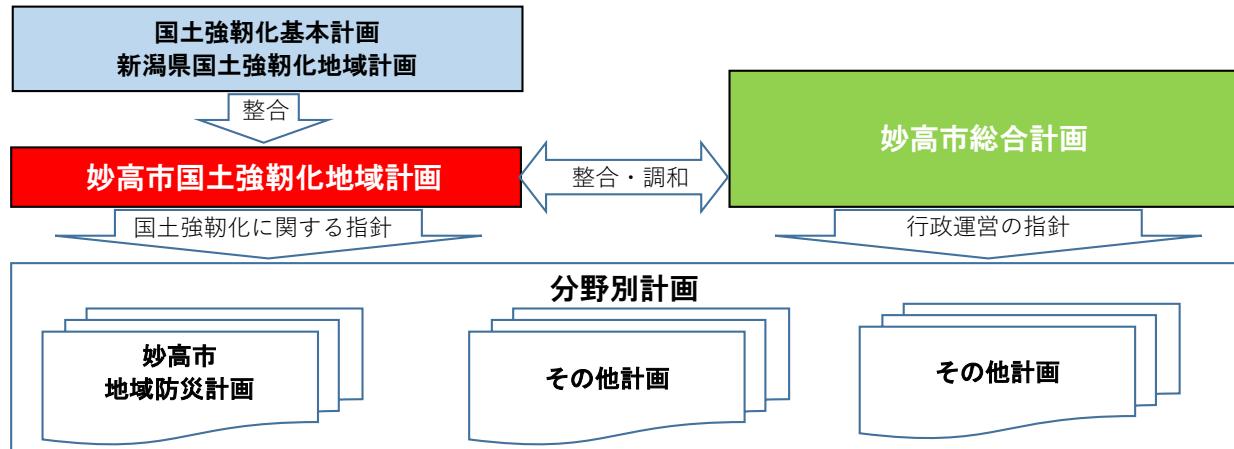
本市は、令和3年3月に「妙高市国土強靭化地域計画」を策定し、国土強靭化の取組を推進してきたが、これまでの間、国基本計画の変更や国実施中期計画の策定、県地域計画の見直しが行われるとともに、令和6年能登半島地震等の近年の災害から得られた新たな教訓、気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化の加速、デジタル技術の進展など、国土強靭化を取り巻く社会情勢が大きく変化している。

このため、妙高市の地域特性である豪雪、人口減少・少子高齢化、中山間地域の孤立リスク等への対応を強化し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを一層推進するため、本計画の見直しを行うものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靭化地域計画」であり、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画である。国基本計画及び県地域計画と整合を図るとともに、市の最上位計画である「第4次妙高市総合計画」や個別計画に位置付けられる「妙高市地域防災計画」等とも整合・調和しながら、本市の分野別計画の強靭化に関する指針となるものである。

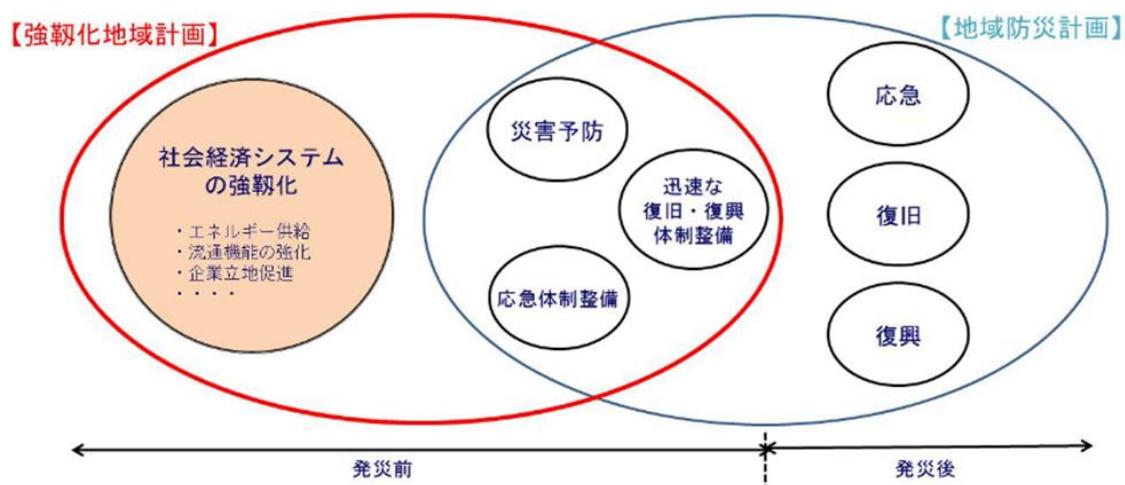
◆国土強靭化地域計画と関連計画の位置付け



◆国土強靭化地域計画と地域防災計画との関係

国土強靭化地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴がある。

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
目的	自然災害全般を想定し、リスクシナリオの作成による具体的で実効性のある取組の推進を図る。（主に発災前の対応を定める計画）	予防・応急・復旧などの具体的対策を総合的に取りまとめ、市民の生命・身体及び財産を災害から守る。（主に発災～初期対応～復旧対応を定める計画）
対象の災害フェーズ	発災前	予防・災害発生時及び発生後
ポイント	人命保護や被害最小化はもとより、地域社会の強靭化を視野に、最悪の事態を回避する施策を設定することを中心に行なう。	災害の種類ごとに、予防対策から発災時、発災後に至るまでの対応力強化を中心に作成
重点項目・指標	強靭化すべき分野を特定し、脆弱性評価、施策の重点化を図る。	—



3. 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、以後、最長5年ごとに計画の見直しを行う。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第2章 本市の地域特性と災害想定

1. 地域特性

(1) 位置・地形等

本市は、新潟県の南西部に位置し、上越市、糸魚川市、長野県に接する、人口約2万9千人、面積445.63km²の市であり、平成17年4月に旧新井市、旧妙高高原町、旧妙高村の1市1町1村が合併し、「妙高市」として誕生した。

本市は三方を山に囲まれた国内有数の豪雪地帯で、日本百名山の秀峰「妙高山」とその一帯は「妙高戸隠連山国立公園」として、平成27年3月に上信越高原国立公園から分離独立して誕生した全国32番目の国立公園であり、四季折々の自然と雄大な景観が魅力である。

また、7つの温泉、5つの泉質、3つの湯色が楽しめるバラエティに富んだ妙高高原温泉郷をはじめ、形成された地形を活かしたスキー場が点在している。

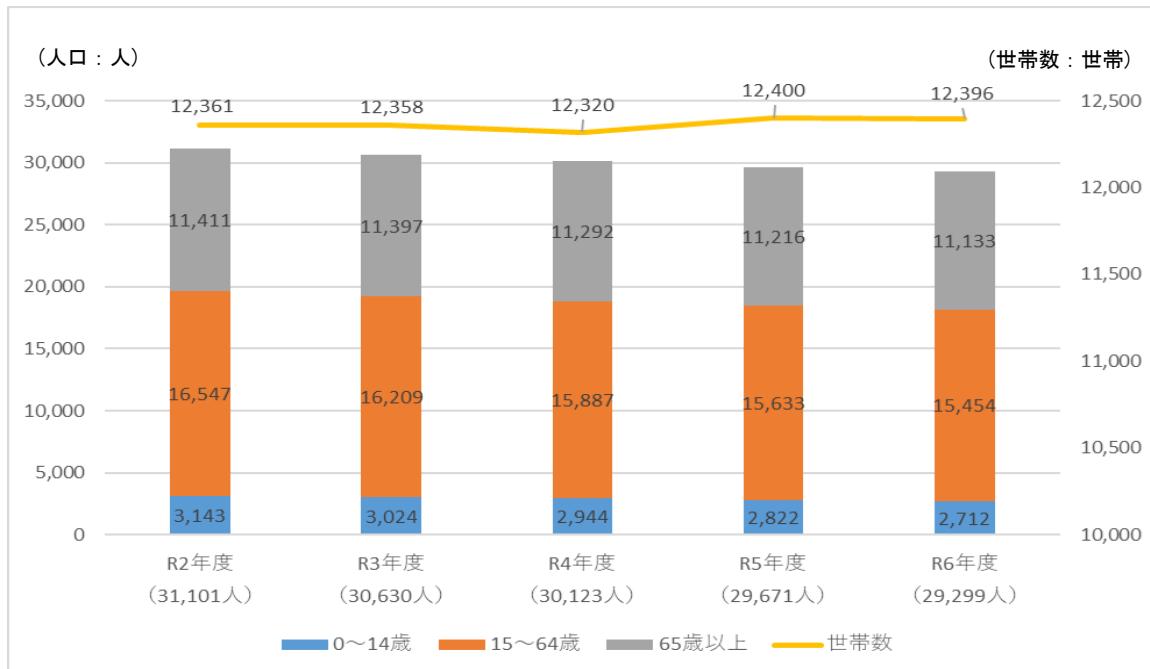
なお、産業分野においては、関川水系を活用した水稻等の一次産業、水力発電をはじめ、豊富な地下水を利用した化学工業や電子部品製造業等の二次産業が盛んである。

(2) 気象概況

本市は、新潟県上越地方に位置し、暖候期には日照が長く降水量は減少し、寒候期に降水・降雪が増加する日本海側気候で、四季の差が明確である。国内有数の豪雪地帯であり、豪雪地帯対策特別措置法により特別豪雪地帯に指定されている。

(3) 人口・世帯

本市の総人口は、令和6年度末で29,299人と年々減少している。高齢者人口（65歳以上）はやや減少しているものの、年少人口（0～14歳）が顕著に減少しており、少子高齢化が進んでいる。また、生産年齢人口（15～64歳）も減少が進んでおり、地域社会を支える担い手の確保が課題となっている。世帯数は横ばいで12,396世帯となっており、世帯規模は縮小傾向にある。



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2. 想定される主な災害（リスク）

（1）地震

新潟県は、過去の地震被害、活断層の分布状況及び現時点の科学的知見を踏まえ、県内で被害が甚大となるおそれのある地震を「想定地震」として設定し、被害想定調査を実施した。令和4年3月公表の「新潟県地震被害想定調査」において、本市に関係する想定地震には、高田平野西縁断層帯の直下型地震及びF4.1（上越・糸魚川沖）が含まれており、強い揺れによる建物被害・人的被害に加え、火災、道路交通の寸断、上下水道や電力・通信等のライフライン途絶を通じて、避難所運営や医療・福祉、物資供給等の地域機能に大きな影響が生じる可能性が示されている。

【参考】想定地震の規模等（抜粋）

想定地震名	地震タイプ	今後30年以内に地震が発生する確率	地震の規模	大地震の発生歴
高田平野 東縁断層帯	内陸	ほぼ0～8%	マグニチュード 7.2程度	約3500年前 ～19世紀
高田平野 西縁断層帯	内陸	ほぼ0%	マグニチュード 7.3程度	1751年 (265年前)
F4.1（上越・糸魚川沖）	海域	—	—	—

＜出典：令和4年3月新潟県地震被害想定調査報告書＞

（2）風水害・土砂災害

関川水系関川・矢代川・渋江川の3主要河川が流れる本市は、白田切川土石流災害（昭和53年）や7.11水害（平成7年）において、尊い市民の命や財産が奪われた。

また、新井南部地区では、過去に大規模な地すべりが頻発しており、昭和56年の馬場地すべり（上馬場）では、非常に広範囲での地すべりが発生し、当該地区の住民が集団移転した。

近年では、令和元年10月の東日本台風により、河川の越水や土砂災害等の甚大な被害を受けたところである。

なお、新潟県が公表する洪水浸水想定区域図によれば、市内の主要河川で堤防の決壊又は越水により氾濫が生じた場合、新井地域に加え、妙高地域・妙高高原地域の一部において浸水が想定されている。



(3) 雪害

本市は国内有数の豪雪地帯のため、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯に指定されており、平成17年の市町村合併後、5回の災害救助法の適用を受けている。

◆市町村合併後の観測地点別の最高積雪深

- ・頸南消防署：390cm（平成18年2月5日、平成18年2月9日、平成24年2月3日）
- ・妙高支所：384cm（平成24年2月2日、平成24年2月3日）
- ・新井消防署：303cm（平成24年2月11日）

◆市町村合併後の大雪による災害救助法の適用状況

- ・平成18年1月6日（市内全域）
- ・平成24年1月14日（妙高地域）
※1月18日に市内全域へ区域拡大
- ・平成25年2月25日（妙高高原地域）
- ・令和3年1月10日（新井地域）
- ・令和7年2月12日（妙高高原地域）



(4) 火山噴火

本市に影響を及ぼす可能性がある活火山は妙高山と新潟焼山がある。妙高山の火山活動は停滞しており、気象庁の調査では約3000年前の水蒸気爆発が最新の噴火であると推測されている。

また、新潟焼山は気象庁が24時間体制で常時観測・監視している活火山で、19世紀以降に水蒸気噴火を繰り返しており、昭和59年の水蒸気噴火では山頂火口付近で3名が亡くなる等の被害が発生した。

近年では平成27年12月頃から噴煙量が増加し、火山活動によるとみられる地殻変動が見られたため、想定火口域内（山頂から概ね1km以内）の立ち入り規制がされた。（立入規制期間：平成28年3月2日～平成30年11月15日）

※立入規制解除後は、火山活動は静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない状態

(5) 火災

本市では、近年、大火災は発生していないが、毎年数件程度の建物火災等が発生している。

なお、原因が特定されている建物火災の主な発生要因は電気関係及び暖房器具によるものが多く、その他の火災においては、たき火等による芝火災が一定数発生している。

(6) 原子力災害

新潟県内には、柏崎刈羽原子力発電所があるが、本市は発電所から国が原子力災害対策重点区域として避難準備地区（UPZ）に定める概ね半径30km圏の区域外であることから、同原発の事故による影響は少ないものと想定される。

なお、本市は新潟県原子力災害広域避難計画において、事故の状況に応じて原発周辺自治体からの避難住民の受け入れを行うこととなっている。

（7）横断的に留意すべきリスク

近年の災害は、豪雨・浸水・土砂災害・停電・通信障害等が同時又は連続して発生する複合災害の様相を呈している。また、本市は豪雪地帯であることから、冬期の広域停電や交通障害が長期化した場合、市民生活、救助・医療、物資供給等への影響が特に大きい。本計画では、こうした複合災害や長期化のリスクも踏まえ、脆弱性評価及び施策の重点化を行う。

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念

我が国は、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきた。このため、本市においては、事後対策の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、国土政策、産業政策も含めた総合的な対応を長期的な視野を持って対応していく必要がある。

加えて、人口減少・少子高齢化が進行する中、地域コミュニティの維持・強化や地域防災力の向上を図りながら、災害や時代の変化にも適応し、「地域力」を高め、発揮していくことが必要である。

このため、次の4つの基本理念を定め、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進する。

- ① 人命と健康の保護が最大限図られること。
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設、地域文化及び自然環境に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 復旧・復興が迅速なこと。

2. 事前に備えるべき目標

基本理念に基づき、本市の強靭化を推進するため、大規模な災害が発生した場合に備え、次の6つの事項を事前に備えるべき目標として設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、人命の保護を最大限図る。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3. 基本方針

国土強靭化の理念を踏まえ、気候変動の影響等により頻発化・激甚化する大規模自然災害等に備え、事前防災・減災の取組を一層推進するとともに、被災時の迅速な復旧・復興に資する強靭な地域づくりを推進する。あわせて、過去の災害から得られた教訓や取組の成果を最大限に活用し、次の方針に基づき計画的かつ継続的に推進する。

(1) 地域強靭化の取組姿勢

- ・災害リスクや地域特性を踏まえ、市の強靭性を損なう要因をハード・ソフトの両面から多角的

に検証し、取組を推進する。

- ・短期的な対応にとどまらず、中長期的な視野に立って優先順位を明確化し、計画的かつ継続的に取組を推進する。
- ・取組の進捗や効果を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を図る。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、相乗効果が得られるよう重点化・最適化を図りながら、効果的に施策を推進する。
- ・自助・共助・公助の役割を踏まえ、産・官・民を含む多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かした役割分担の下で取組を推進する。
- ・対策は非常時のみ効果を発揮するものにとどめず、平時の利活用にも資するよう工夫し、持続可能な取組として推進する。

（3）効果的な施策の推進

- ・人命の保護を最優先に、関係者との合意形成を図りつつ、災害リスクを踏まえた土地利用の適正化・合理的利用を促進する。
- ・既存の社会資本の有効活用、更新・長寿命化、集約化等により、費用の縮減を図りながら、効果的に施策を推進する。
- ・施設・インフラの計画的な点検、予防保全型の維持管理、データ等の活用による効率化を進め、安定的な機能確保に資する施策を推進する。
- ・持続可能な行政経営の観点から、限られた財源・人員を踏まえ、財政資金の効率的な配分と優先順位付けにより、施策の重点化を図る。

（4）地域の特性に応じた施策の推進

- ・地域のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、地域における強靭化の担い手（自主防災組織、防災士、消防団等）が継続的に活動できる環境整備と人材育成に努める。
- ・高齢者、妊産婦、乳幼児・子ども、障がい者、外国人等の要配慮者に加え、観光客、通勤・通学者等を含む市内で生活し、働き、訪れる全ての人に配慮し、誰一人取り残さない視点で施策を推進する。
- ・ゼロカーボンの推進、自然との共生、環境との調和及び良好な景観の保全に配慮し、脱炭素・環境施策とも整合を図りながら強靭化施策を推進する。

（5）施策を効率的に進めるためのデジタル化の推進

- ・ＩＣＴ等のデジタル技術を活用し、災害時における市民の安否情報や被害状況の迅速な収集・集約、関係機関との情報共有を図るとともに、道路管理・交通情報の把握及び適時適切な情報提供を行うための体制・環境整備を推進する。

第4章 脆弱性評価と推進方針

1. 脆弱性評価の考え方

国土強靭化に関する施策を効果的かつ効率的に実施するためには、災害に対する脆弱性を把握し、課題を明らかにした上で、優先順位を付けて取組を進めることが不可欠である。

基本計画及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という）が実施されており、その結果を踏まえて、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められている。

本市においても、限られた資源の中で施策を着実に推進するため、本計画の策定に当たり脆弱性評価を実施し、その結果に基づき、国土強靭化のための推進方針を取りまとめる。

2. 想定するリスク

国基本計画は南海トラフ地震や首都直下地震等の発生可能性と大規模自然災害の甚大な被害を踏まえて大規模自然災害を想定した評価を実施しており、県地域計画においても同様に「大規模自然災害全般」を想定している。

本市においても、市民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか大規模事故等も想定され得るが、本計画では市地域防災計画を踏まえ、大地震をはじめ、風水害、土砂災害、豪雪、火山噴火など、本市に影響を及ぼし得る大規模自然災害全般を想定して評価を実施する。

3. リスクシナリオの設定

脆弱性評価にあたっては、国基本計画で示されている「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本としつつ、妙高市において想定される災害（地震、風水害、土砂災害、豪雪、火山噴火等）や地域特性を踏まえ、対象とする事態の整理を行った。

そのうえで、市民の生命・生活及び地域社会・経済への影響が特に大きい事態を優先して検討し、施策の検討及び進捗管理の基礎となるよう、国の枠組みとの整合を確保しながら、本市の地域強靭化で重点的に対応すべき21のリスクシナリオを設定した。

4. 脆弱性評価結果と推進方針

各リスクシナリオに沿って、本市の関連施策の実施状況・進捗を整理し、残る課題等現状の脆弱性を分析した。

その結果を踏まえ、強化すべき施策の重点化と新たに必要な施策の検討を行い、計画期間に優先的に進める取組の方向性として推進方針を策定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本としつつ、本市の地域特性を踏まえ、次の21項目を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、人命の保護を最大限図る	1-1	大規模地震に伴う、建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	集中豪雨等に伴う市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	農地・森林等の荒廃による土地の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフルイン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発変電所・送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給、石油、LPガスサプライチェーン等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復旧・復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失

1. あらゆる自然災害に対し、人命の保護を最大限図る

1-1 大規模地震に伴う、建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
① 住宅・建築物の耐震化等の推進	
課題	<ul style="list-style-type: none">○既存住宅の改修等により、安心して住み続けられる良質な住まいづくりを推進する必要がある。○学校、社会福祉施設、高齢者施設等公共建築物など、多数の人が利用する特定建築物及び震災時の指定避難所の耐震化は概ね完了しているため、特定建築物以外の公共建築物について耐震化を進める必要がある。○災害発生時の倒壊等につながる管理不十分な空き家を整理する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○「妙高市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震化を推進する。○耐震化されていない公共建築物の耐震化及び施設の環境整備を促進する。○民間が運営することも園や社会福祉施設等の環境整備を支援する。○「妙高市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共建築物の劣化状況や耐震性能を定期的に把握し、補修・改修による長寿命化を図るとともに、大規模災害への備えとして耐震補強を進める。○「第3期妙高市空き家等対策計画」に基づき、適正な管理が行われていない空き家の安全対策を推進する。○指定避難所等の公共施設については、耐震化に加え、天井・照明・書架等の非構造部材対策を推進するとともに、停電時の機能維持に必要な非常用電源等の確保を図る。
② 避難路の確保	
課題	<ul style="list-style-type: none">○上信越自動車道と国道18号の4車線化や国道292号の改良工事等が計画的に進められ、幹線道路ネットワークの利便性が向上しているが、市道についても計画的な整備を進めることで災害時における緊急輸送道路として地域の孤立を防ぐとともに、救助・救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」としての機能強化を図っていく必要がある。○災害発生時に迅速かつ確実に避難活動を行えるよう道路・橋梁等を確保する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○関係団体（妙高市公共土木事業整備促進期成同盟会）と連携し、国及び新潟県に対して幹線道路の整備促進を継続して要望する。○「妙高市都市計画マスタープラン」及び「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、災害発生時に迅速かつ確実に避難活動等を行えるよう道路・橋梁等の計画的な整備及び機能維持・強化を推進する。

③ 地域における防災力の充実

課題	<ul style="list-style-type: none">○災害発生時における自主防災組織の初動期対応を強化し、被害を最小限に抑えるため、各組織の訓練実施率の向上を図る必要がある。○地域防災の核となる防災士が自主防災組織と連携し、防災訓練の内容の充実と強化を図る必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○自主防災組織に対する訓練実施や内容充実の呼びかけ、未実施組織への訓練案の提示等を通じて、災害時の初動期対応をはじめとする地域防災力の向上を図る。○防災士のスキルアップの場を定期的に確保するとともに、養成に努める。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 消防団を中心とした消防体制の強化

課題	<ul style="list-style-type: none">○地域の若年層の減少やコミュニティ機能の低下等に伴い、消防団員の確保が難しい状況である。○大規模火災における被害を最小限に抑えるため、住宅密集地や化学工場等の隣接地域における消防設備、林野火災に対応できる消防資機材等を充実させる必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○地域の若年層に対する消防団への入団勧誘や、退団した消防団員に対する特別消防団員への再入団勧誘の強化のほか、団組織や活動の見直し等を行うことで、持続可能な消防体制の確保を図る。○消防団員が迅速かつ安全に消火活動に対応できるよう、「第4期 消防施設資機材整備5カ年計画」に基づき、既設の消防設備や防火設備の保全・改修のほか、資機材や装備品等の整備・更新を行い、消防力の強化を図る。○大規模火災や林野火災の発生時に備え、近隣自治体や関係機関との応援・受援の手順及び情報共有体制を整備し、訓練等により実効性を高める。

② 家庭における地震対策の普及

課題	<ul style="list-style-type: none">○大規模地震が発生した際の被害の拡大を防止するほか、避難所等の自宅以外での生活に備えるため、平時から家庭で取り組むことができる防災対策を推進する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○災害発時に迅速な行動が取れるよう、平時からマイ・タイムライン等の防災行動計画の作成を推進する。○地震発時の人的被害を軽減するため、住宅の耐震性を高めるための支援に加え、家具等の固定を推進する。○地震による通電火災対策のため、感震ブレーカーの設置を推進する。○避難所等の自宅以外での生活に備えるため、飲料水や食料等の最低3日間の家庭用備蓄を推進する。

1-3	集中豪雨等に伴う市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
① 洪水ハザードマップの普及	
課題	○近年、全国各地で台風や豪雨による災害が頻発していることから、水害時における正しい避難行動の普及啓発や防災教育に努める必要がある。
推進方針	○地域での防災出前講座や学校での防災教育等で「妙高市防災ハザードマップ（洪水浸水想定等）」を活用し、地域の実情に基づいた水害時における正しい避難行動の普及啓発を図る。
② 河川改修等の治水対策の推進	
課題	○近年の大規模水害が頻発している状況を踏まえ、浸水被害を防止するための河川改修等を計画的に進める必要がある。
推進方針	○関係団体（関川・姫川水防連絡会、関川・姫川減災協議会、関川・姫川流域治水協議会、妙高市公共土木事業整備促進期成同盟会、矢代川全面改修促進期成同盟会）と連携し、国及び新潟県に対して計画的な河川改修等を働きかけるとともに、応急的治水対策を継続して要望する。
③ 市街地等の浸水対策の推進	
課題	○集中豪雨等による雨水の流出量増大に起因した市街地等における浸水被害の対策を講じる必要がある。
推進方針	○浸水の要因である用水路等の氾濫防止を図るため、各施設の適切な維持管理の推進及び集中豪雨時等の水門開閉等に関する関係団体（土地改良区、各地区用水管理組合）との連絡体制を徹底する。
④ ため池等の防災対策	
課題	○集中豪雨による越水等が想定される農業用ため池について、その安全性の向上を図ると同時に、危険性を周知する必要がある。
推進方針	○農業用ため池の安全対策や保全管理体制の整備を進める。 ○「ため池ハザードマップ」の活用による市民への危険性の周知及び避難体制の構築を徹底する。 ○「ため池管理マニュアル」を活用した適正な維持管理を図る。

1-4

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 警戒・避難体制の強化

課題	○土砂災害から円滑に市民が避難できるよう、正しい避難行動の普及啓発や危険箇所の周知等を徹底する必要がある。
推進方針	○地域での防災出前講座や学校での防災教育等で「妙高市防災ハザードマップ」を活用し、地域の実情に沿った避難行動の普及啓発を図る。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等を踏まえた避難判断が迅速に行えるよう、自主防災組織ごとの避難計画の作成・訓練を推進する。

② 土砂災害防止設備等の整備・促進

課題	○土砂災害被害防止のため、急傾斜地等の土砂崩れの防止対策を講じる必要がある。
推進方針	○土砂災害防止施設の整備の推進等により、土砂災害に対する安全度の向上を図る。 ○新潟県に対して急傾斜地における対策工事の実施を継続して要望する。

1-5

火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

① 警戒・避難体制の強化

課題	○火山噴火等から円滑に登山者等が速やかに避難できるよう危険箇所の周知等を徹底する必要がある。
推進方針	○新潟焼山火山防災協議会等の関係機関との連携を強化するとともに、状況確認や情報収集等を継続することで、噴火警戒レベルに応じた住民への周知及び避難指示等の適切な対応ができる体制づくりの構築を図る。 ○観光客・登山者等に対して、噴火警戒レベルに応じた行動や避難に関する情報提供を行うとともに、多言語や分かりやすい表現による周知を推進する。

② 火山の防災対策

課題	○新潟焼山においては、令和7年度現在、火山活動は静穏な状況であるが、今後起こりうる緊急事態に備え、住民への周知及び避難指示等の適切な対応ができる体制づくりを進める必要がある。
推進方針	○火山活動の推移を継続的に把握し、関係機関との情報共有のもと、避難情報の発令や立入規制等を適時適切に実施する。 ○避難を円滑に行うための登山道や遊歩道等の計画的な整備を進める。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

① 持続可能な除雪体制の整備

課題	○勤務形態の多様化や高齢運転者が増加する中、冬期間の安全な道路交通を確保するため、道路除雪の出動基準を緩和する等、市民ニーズに対応したきめ細やかな道路除雪に努めてきたが、除雪出動回数の増加や道路除雪費用の増大、除雪事業者の確保等の課題が残されており、それらを解消しながら、持続可能な除雪体制を維持していく必要がある。
推進方針	○除雪体制を維持するため、道路除雪のあり方を検証しながら、除雪作業の効率化や除雪機械の維持管理コストの低減等を図り、地域・事業者・関係機関と連携して持続可能な除雪体制を構築する。 ○降雪状況に応じて、通勤・通学者や高齢者・来訪者等に配慮したきめの細かい道路・歩道の除雪を行い、冬期間の安全・安心な暮らしの確保に努める。 ○豪雪時における救急搬送、医療・福祉施設へのアクセス、避難所運営及び物資輸送を確保するため、優先除雪路線・優先啓開の考え方を整理し、関係機関や事業者と共有する。

② 克雪施設の維持・整備

課題	○消雪パイプは、地下水の低下に対応した節水型への更新等を進めてきたが、消雪井戸の老朽化による機能低下が進んでいる施設が依然として多くあることから、引き続き計画的な更新を進める必要がある。 ○流雪溝は、新井地域で機械除雪が困難な地区での整備を計画的に進めるとともに、高齢者でも安全に雪捨て作業が行えるような設備への更新を進めていく必要がある。
推進方針	○消雪パイプの適切な修繕を行うとともに、耐食性や節水型等環境負荷の低減に優れた施設へ更新し、消雪機能の維持と施設の長寿命化を図る。 ○流雪溝の水源・流末・管理組織が確保された上で、効果が十分に発揮されるよう、計画的な整備を進める。

③ 住宅の克雪化

課題	○既存住宅では依然として雪下ろし等が必要な住宅が多く、高齢化による雪処理負担の軽減と安全確保を図る必要がある。 ○多雪・寒冷の地域特性における住宅の断熱性や気密性、採光等に配慮した住宅の普及を進める必要がある。
推進方針	○屋根雪処理の負担と危険の少ない克雪化住宅や雪下ろしによる事故等のリスク低減を図るための安全対策工事の普及を推進する。 ○冬期の生活面に配慮した住宅の普及を図り、環境負荷が小さく長寿命で質の高い豪雪地でも安心して快適に住み続けられる居住環境づくりを推進する。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
① 救助・救急体制の強化	
課題	<ul style="list-style-type: none">○近年、様々な災害が頻発化・激甚化している中、自衛隊や警察、消防等の関係機関が迅速かつ適切な救助・救急活動を実行できるよう体制の強化を図る必要がある。○豪雪や土砂災害等により、道路寸断や停電・通信障害が同時に発生した場合、救助・救急活動の到達遅延や長期化が懸念されることから、複合災害を前提とした対応力の強化が必要である。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○救助・救急活動の拠点となる消防署の整備や情報通信設備の耐災害性や高度化の強化に向けて上越地域消防局と連携を図る。○消防力の整備指針に則り、消防関係の救助・救急車両の充実を図り、維持管理を徹底する。○救助・救急活動が迅速に行われるよう消防における広域連携の受援体制を強化する。○救助・救急活動の迅速化のため、道路啓開（除雪を含む）の優先順位や連絡体制を関係機関・事業者と共有し、訓練等により実効性を高める。○市総合防災訓練等を通じ、自衛隊や警察、消防等の関係機関との連携強化を図る。○災害時における自衛隊等の支援活動の拠点として、「防災道の駅あらい」の活用を図る。

2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
① 医療・救護体制の強化	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動等の充実を図るため、関係機関と連携した体制を整備する必要がある。 ○災害時においても安定した医療活動等を維持するため、医薬品や医療資器材等を確保する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○上越地域医療コーディネートチームや新潟県と連携し、医療救護活動等の体制を整備する。 ○災害派遣医療チーム（DMAT）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本赤十字社など保健医療福祉に関わる各チームの受援体制を整備する。 ○新潟県と連携して救護所等での医療救護活動に必要な医療資器材等の確保に努める。 ○ライフライン関係機関・団体等との災害対応協定等に基づき、災害時における医療機関への電気、ガス、水道の供給体制の整備を図るとともに、非常用電源・燃料、応急給水及び通信手段の確保を関係機関と連携して推進する。

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
① 指定避難所における環境の整備	
課題	○指定避難所での生活における健康や心理状態の悪化を防ぐため、設備機能や備蓄用資機材等の充実のほか、診療体制等に配慮する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所での生活環境改善のため、冷暖房等の設備機能の充実のほか、トイレ環境（衛生・バリアフリーを含む）、衛生用品等の備蓄用資機材の充実を図る。 ○各避難所における救護所の環境悪化及び被災者等の健康状態悪化防止のため、新潟県等と連携して予防活動の充実を図る。 ○災害発生時に指定避難所を迅速に開設するとともに、良好な避難生活環境を維持するため、市職員だけでなく自主防災組織役員や防災士、施設管理者との連携による指定避難所開設・運営体制を確立する。 ○指定避難所以外で避難生活を送る在宅避難者等についても、健康状態の把握や物資支援につなげる体制整備に努める。
② 福祉避難所の確保	
課題	○長期の指定避難所生活が困難な高齢者や障がい者等の要支援者がスムーズに避難できる直接避難方式の確立に伴い、支援体制の強化を図る必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の適切な開設・運営に向け、福祉事業者との連携強化を図る。 ○要支援者の良好な避難生活環境を確保するため、福祉避難所における適正な量と質の物資を確保する。
③ 感染症対策の推進	
課題	○指定避難所における感染症予防の充実と拡大防止に努める必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症流行時の災害発生に伴う避難所運営に備え、指定避難所へ感染症対策用物品を配備する。 ○避難所での受付時にインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者（疑いを含む）が避難した場合の専用（隔離）スペースを設け、健康な方との接触機会を減らす等の対策を講じる。 ○避難所では、トイレの衛生管理、手洗い、食べ物の取扱い、嘔吐・下痢・発熱などの体調変化のある方の早期対応等の感染対策を行うとともに、避難者へ感染症予防対策の周知と協力を求める。 ○避難所の運営側（自主防災組織役員や防災士、施設管理者、市職員）における感染症対策を踏まえた運営（受付・誘導等）の研修会等を開催する。 ○感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを定期的に点検・見直し、訓練等により実効性を高める。

①上下水道施設の計画的な更新

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道の施設や管路は、供用開始後30年を経過し、老朽化が進んでいることから、災害に強く、安全で安定した水道、下水道の供用を持続するため、施設や経年管の計画的な更新が必要である。 ○人口減少等で処理量が減っている下水道処理場の効率的な運用を図り、処理費用や更新費用を削減するとともに、下水道事業区域以外で合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質保全を図る必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所や公共施設など重要施設に接続する上下水管路の耐震化を進めるとともに、浄水場や配水池などの計画的な改築更新を進める。 ○上水道における給水施設（浄水場や配水池等）に、給水量確保及び施設保全のための緊急遮断弁の設置を進める。 ○下水道施設の効率的な運用のため、処理施設の統合を進めるとともに、下水道事業区域外での合併処理浄化槽の設置を促進するため、個人や建築・設備業者へ補助制度等の周知を強化する。

②輸送道路の整備

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の物資輸送道路を確保するため、道路交通網の整備等を着実に進める必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の輸送道路・重要幹線道路等の計画的な整備並びに除雪体制の構築等による機能の維持及び強化を図る。

③非常用物資の計画的な備蓄の推進

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○個人備蓄の必要性を市民に認識してもらう必要がある。 ○想定避難者数に応じた食料・飲料水の備蓄を計画的に進める必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対し、最低3日分の食料・飲料水の家庭内備蓄の普及啓発を継続する。 ○食料・飲料水等の備蓄を計画的に進めるとともに、備蓄倉庫の適正配置を推進する。 ○関係機関・団体等との協定締結や連携強化による流通備蓄を推進する。 ○備蓄は、避難所備蓄に加え、孤立が想定される地区や重要拠点への分散配置、ローリングストックの徹底を図る。 ○要配慮者や乳幼児等に必要な物資（衛生用品、栄養・アレルギー対応等）や、冬期の避難生活に必要な物資の確保に努める。

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 孤立が予想される地区の把握と対応

課題	<ul style="list-style-type: none">○孤立が予想される地区の現状を把握するとともに、孤立回避策等を講じる必要がある。○孤立した場合でも最低限度の生活水準が維持される必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○代替路線を含む道路の平常時からの適正な維持・管理により、事前に孤立回避を図る。○孤立が予想される地区の役員等と平常時から連絡・調整を行うことで、避難場所・経路等の確認や想定される状況に応じた地区独自の避難方法等を明確にする。○孤立が予想される地区に対する食糧・飲料水をはじめとする防災備蓄品の配備及び防災資機材整備に対する補助を行うことで地域防災力の向上を図る。○孤立時の情報途絶を回避するため、地区における通信手段の確保・多重化について検討し、必要に応じて整備を推進する。○道路途絶時の物資搬送や救急対応に備え、関係機関と連携し、代替輸送手段（人員・物資輸送）の手順整理を行う。

② 市民による救命対応力の向上

課題	<ul style="list-style-type: none">○災害時における救急隊到着の遅れを想定し、市民による応急対応を行える体制づくりが必要である。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○上越地域消防局と連携し、市民に対する普通救命講習（AEDの使用方法等の確認、心肺蘇生法の実技等）の受講を啓発する。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
① 災害対応能力の向上	
課題	○市の総合的な災害対応力を向上させる必要がある。
推進方針	○市職員に対する災害時初動対応訓練を継続的に実施するほか、各種マニュアルを定期的に見直し、業務の習熟を図る。 ○災害時相互応援協定の締結自治体との連携を継続するとともに、県内外からの広域的な応援を迅速かつ効果的に受けるための受援体制の強化を図る。 ○ガス、水道、下水道事業における災害時の関係団体・企業からの広域的な応援を迅速かつ効果的に受けるための受援体制の強化を図る。 ○業務継続計画（BCP）を作成するとともに、同計画に基づく、優先業務、参集体制、代替拠点及び関係機関との連携手順を明確化し、訓練等により運用力を高める。
② 庁舎設備の充実	
課題	○災害時の長期に及ぶ対応に備えるため、庁舎におけるPC等のOA機器や各種システムの稼動等、業務継続に必要な電源等を確保する必要がある。 ○災害等による重大なデータの喪失を防ぐため、各種情報のバックアップを行う必要がある。 ○老朽化が進行している公共施設（行政庁舎等）の適切な維持管理を行う必要がある。
推進方針	○長期災害に対応するための庁舎における非常用電源とその燃料及び物資の確保に努める。 ○個人情報等のバックアップデータを遠隔地で適切に保管するとともに、庁舎外でもセキュリティを確保できる通信端末や通信手段を代替施設等の重要拠点に整備し、セキュリティに配慮した庁舎外での業務継続環境を整備する。 ○緊急時に対応するシステムの設備及びネットワーク環境を整備する。 ○公共施設（行政庁舎等）の計画的な改修により、施設の防災機能の充実を図る。

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 農地・森林等の荒廃による土地の荒廃・多面的機能の低下	
① 農地・農業用水利施設等の適正な保全管理	
課題	○農地や農業用排水路等を適正に管理・保全し、二次災害の防止対策を講じる必要がある。
推進方針	○農地や農道、水路の適正な維持管理を行い、田んぼダムとして洪水緩和機能等、農地がもつ多面的機能を発揮させ、二次災害の防止を図る。
② 森林・林道施設の適正な保全管理	
課題	○森林の荒廃に起因する土砂災害を防止する必要がある。
推進方針	○森林・林道施設の適正な維持管理を行い、山肌の露出や土砂崩れの発生等、山地災害の抑制や林道の安全な通行の確保を図る。
③ 鳥獣被害防止対策の推進	
課題	○鳥獣に起因した農林業被害による耕作放棄地の発生、森林の荒廃等による農地・森林の多面的機能の低下、これらに起因する災害の発生を防止する必要がある。また、鳥獣が人の生活圏へ侵入することによる人身被害の発生を防止する必要がある。
推進方針	○電気柵設置、誘引物除去等による被害防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none">・鳥獣対策専門員や鳥獣被害対策実施隊による地域と連携した積極的な捕獲の実施・鳥獣被害防止に関する研修会等の実施・電気柵等の侵入防止柵の導入推進・新規狩猟免許・鉄砲所持許可取得者に対する支援による捕獲従事者の確保・放任果樹などの誘引物の除去や地域による緩衝帯整備に対する支援

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中止やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
① 通信インフラの普及と機能維持	
課題	<ul style="list-style-type: none">○災害時の長期に及ぶ停電に備えるため、通信機器や各種システムの稼動等、業務継続にかかる電源等を確保する必要がある。○防災行政無線のデジタル化に伴う戸別受信機の設置率を向上させる必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○長期停電に対応するための非常用電源とその燃料の確保に努める。○市民に防災情報を迅速かつ確実に届けるため、戸別受信機の設置呼びかけを継続する。
② 情報収集連絡体制の連携強化	
課題	<ul style="list-style-type: none">○迅速かつ的確な災害対応を行うため、市民や関係機関等との連携による効果的な災害情報の収集体制を確立する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○自主防災組織や防災士、消防団をはじめ、警察・消防署や公共交通機関、郵便局、民間事業者等との連携を強化し、地域における被害状況等の情報収集・情報共有を図る官民一体の情報収集連絡体制を整備する。○デジタル化を推進し、情報収集・情報提供の効率化に努める。○停電や通信障害時にも情報収集・共有が継続できるよう、代替手段の確保や運用手順の整備を進める。○災害時の誤情報・偽情報への対応について、関係機関と連携し、適時適切な訂正・周知に努める。

③ 情報伝達手段の多様化

課題	<p>○災害の種類や発生時間帯、通信障害、年齢や生活環境の違いなどにより、単一の情報伝達手段では十分な情報提供が困難となる場合があるため、情報伝達手段のさらなる多様化と重層化が求められている。</p>
推進方針	<p>○災害時における情報の確実な伝達を図るため、複数の情報伝達媒体を相互に補完的に活用し、市民が状況に応じて必要な情報を確実に受け取れる体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（屋外拡声子局（スピーカー）、戸別受信機） ・緊急速報メール（エリアメール） ・新潟県総合防災情報システムを利用したJアラート（テレビでの表示） ・市ホームページ ・安全・安心メール ・SNS、スマートフォンアプリ（LINE等） ・FMみようこう ・有線放送

5-2 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

① ライフラインの災害対応力の強化

課題	<p>○発災時にライフライン機能を確保するとともに、早期復旧を図る必要がある。</p>
推進方針	<p>○電気事業等においては、災害対応協定等を締結しているライフライン関係機関・団体等との連携を強化し、災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>※主なライフライン関係の協定締結先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク（株）上越電力センター ・東京電力（株） ・東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所 <p>○電力供給遮断等の非常時や長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。</p> <p>○避難所、医療・福祉施設、上下水道施設、情報通信拠点等の重要施設について、非常用電源・燃料確保を推進するとともに、復旧の優先順位に関する関係機関との情報共有を図る。</p>

5-3	都市ガス供給、石油、L P ガスサプライチェーン等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
① ライフラインの災害対応力の強化	
課題	○発災時にライフライン機能を確保するとともに、早期復旧を図る必要がある。
推進方針	<p>○災害発生時における燃料供給機能の維持・確保に向け、関係機関・事業者との連絡体制及び応急対応体制の整備を図る。 ※主なライフライン関係の協定締結先 ・妙高市管工事業協同組合</p> <p>○都市ガス以外の燃料供給施設にあっては、平時より連絡体制等を構築しておくとともに、災害対策等について、関係企業・団体に働きかける。</p> <p>○除雪、復旧工事、避難所運営等に必要な燃料の確保に向け、優先供給の考え方や調達手順の整理を進める。</p>

5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
① 上水道施設の老朽化対策等の推進	
課題	○飲料水の長期にわたる供給停止を防ぐため、浄水場及び配水管等の老朽化及び耐震化対策を進める必要がある。
推進方針	<p>○市内浄水場及び配水管等の耐震化を推進する。</p> <p>○日本水道協会や近隣市と連携し、災害時における広域応援給水や施設復旧のための応援体制を整備する。</p> <p>○断水時に備え、包括委託事業者と連携し、応急給水体制及び給水拠点の運用訓練を推進する。</p>
② 汚水処理施設の老朽化対策等の推進	
課題	○汚水処理施設の長期にわたる機能停止を防ぐため、下水道処理場及び下水道本管等の老朽化及び耐震化対策を進める必要がある。
推進方針	<p>○市内下水道処理場及び下水道本管等の耐震化を推進する。</p> <p>○日本下水道管路管理業協会や近隣市と連携し、災害時における施設復旧のための応援体制を整備する。</p> <p>○停電時に備え、下水道処理場での汚水貯留やバキューム処理について、包括委託事業者や関係機関との応急対応体制の整備を図る。</p> <p>○下水道機能停止時に備え、仮設トイレ等の衛生確保体制の整備を推進する。</p>

5-5 交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止

① 交通・物流ネットワークの確保

課題	○災害時に安定した交通や物流を確保するため、重要幹線道路の整備をはじめとした道路交通網の整備や輸送体制の構築を進める必要がある。
推進方針	○救助・救援活動・援助物資の輸送等、災害時の活動を支える道路網の信頼性・安全性の強化を推進する。 ○「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定」に基づき、緊急輸送体制の強化を図る。 ○発災後の早期復旧のため、道路啓開（除雪を含む）の優先順位や関係機関との連携体制を整理し、訓練等を通じて実効性を高める。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1	復旧・復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
① 復旧・復興を支える人材・団体等の確保	
課題	○大規模災害後の復興にあっては、建設業における専門家や技術者の力が必要不可欠であるが、若年層をはじめとした人材不足や技術者不足が懸念されるため、人材を確保・育成する必要がある。
推進方針	○他自治体との相互応援協定や妙高市建設業親和会等との災害時応援協定の締結に基づき、円滑な復旧・復興が行われる体制を整備する。 ○就労環境の改善により建設業等における担い手の育成や技術保有者等の確保を促進する。 ○技術者不足や多様化する災害に対応するため、ドローン等の最新技術の導入を促進する。 ○民間企業、団体等との連携による復旧・復興体制の整備を促進する。 ○復旧・復興の長期化を見据え、庁内外の人材確保（応援職員、専門家、民間事業者等）と役割分担を整理し、受援体制の実効性を高める。
6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
① 災害廃棄物の処理体制の整備	
課題	○災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備えや災害廃棄物処理計画に基づき、その実効性の向上に努める必要がある。
推進方針	○災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場の候補地の選定や、収集運搬体制の確立について検討する。 ○建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物の広域的な処理について、協力・支援体制を確保する。 ○老朽化した廃棄物処理施設の改修工事や適切な維持管理を行い、災害廃棄物の円滑な処理体制を確保する。 ○仮置場の運用、分別方法の周知、受付・相談体制等について、発災時に迅速に実施できるよう準備を進める。

① 文化財等における防災対策

課題	○大規模地震や火災等の発生時に貴重な文化財が守られるよう、文化財所在地の特性に合わせた防災対策を講じる必要がある。
推進方針	○文化財所有者及び管理者に対し、国・新潟県との連携による文化財の保存活用計画の策定や防災設備等の設置に対する働きかけを行う。 ○文化財の転倒防止対策のほか、災害情報の伝達や避難誘導及び初動対応等の訓練実施を呼びかけ、防災意識の啓発及び防災力の向上を図る。 ○災害時に速やかに歴史資料の救済活動が展開できるように、日頃から「新潟歴史資料救済ネットワーク」や「文化財防災センター」の活動に関する情報収集を行う。

第5章 計画の推進

1. 具体的な取組の推進と進捗管理

（1）具体的な取組の推進

本計画に掲げる推進方針に基づく具体的な取組を別表「妙高市国土強靭化地域計画分野別事業計画」に定め、本市における国土強靭化の取組を確実に推進していくものとする。

各取組の実施に当たっては、所管課が中心となり、妙高市総合計画や各分野別計画等との整合を図りながら、計画的に事業を推進する。

また、本市だけでは対応できない事項については、国・新潟県・関係機関等への働きかけ等を通じ事業の推進を図る。

（2）進捗管理の実施

本計画の推進に当たっては、「第4章 脆弱性評価と推進方針」の進捗状況及び「2. 指標」の達成状況を踏まえ、施策全体の検証を行い、その結果を踏まえて更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、本市の国土強靭化の着実な推進を図る。

進捗状況の把握に当たっては、妙高市総合計画や各分野別計画等で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施する。

2. 指標

本計画の進捗状況を定量的に把握・評価するため、「第4章 脆弱性評価と推進方針」ごとの施策についてK P Iを設定する。

リスクシナリオ／指標		現況(見込)値 (R7)	目標値 (R11)	所管課
1. あらゆる自然災害に対し、人命の保護を最大限図る				
1-1	管理不全な特定空き家等の解体・改修数	3件	6件	地域共生課
	住宅・建築物の耐震化率	76.9%	82.1%	建設課
	市道整備率（市道延長に対し整備した市道の割合）	57.6%	57.8%	建設課
	橋梁修繕率（修繕必要橋梁数に対し修繕した橋梁の割合）	23.1%	70.0%	建設課
	自主防災組織における防災訓練実施率（年間）	70.0%	85.0%	総務課
	避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定率	51.6%	100.0%	総務課
1-2	消防団員の充足率（定数に対する団員数の割合）	77.7%	91.0%	総務課
1-3 1-4	防災ハザードマップを活用した自主防災組織における訓練実施率	0.0%	70.0%	総務課
1-6	克雪対策に関する施策の満足度	48.2% (R5)	50.0%	建設課
	消雪パイプ更新施設数（計画改定前からの累計）	3施設	10施設	建設課
	流雪溝自動ゲートシステム設置箇所数（計画改定前からの累計）	1箇所 (R5)	31箇所	建設課
	住宅の克雪化数（計画改定前からの累計）	14戸	25戸	建設課
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ				
2-2	上越地域災害医療情報伝達訓練の実施数（計画改定前からの累計）	5回	10回	健康保険課
2-3	地域の福祉的課題の解決を検討している検討している圏域数	1圏域 (R5)	4圏域	福祉介護課
	感染症対策を踏まえた避難所運営訓練実施数（計画改定前からの累計）	5回	35回	総務課
2-4	上下水道施設の更新・耐震化箇所数	1箇所 (R5)	5箇所	建設課
	水道管路耐震適合率（簡易水道を除く）	44.0% (R5)	49.0%	建設課
	物資供給にかかる協定締結数	13件	17件	総務課
	ライフラインにかかる協定締結数	16件	20件	総務課
2-5	孤立想定地区との通信訓練及び災害対応検討会の開催数	0回	5回	総務課
3. 必要不可欠な行政機能を確保する				
3-1	職員の災害時初動対応訓練・避難所運営訓練の実施数（年間）	2回	3回	総務課
4. 経済活動を機能不全に陥らせない				
4-1	林道橋・林道トンネル修繕率（修繕必要施設数に対し修繕した施設の割合）	100%	100%を維持	農林課
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				
5-1	防災行政無線戸別受信機の設置率	74.5%	80.5%	総務課
	安全・安心メール登録者数	4,130人	4,610人	企画政策課
6. 社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する				
6-3	文化財の消防訓練及び防火査察等の実施数（計画改定前からの累計）	24件	40件	生涯学習課

< 妙高市国土強靭化地域計画 >

令和3年3月 策定
令和7年3月 一部修正
令和8年 月 改定

編集・発行 妙高市 総務課
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
TEL 0255-72-5111 (代表)
FAX 0255-72-9841
H P <http://www.city.myoko.niigata.jp/>